

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年10月10日(2013.10.10)

【公表番号】特表2013-502460(P2013-502460A)

【公表日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2012-526880(P2012-526880)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	27/06	(2006.01)
A 6 1 P	27/12	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02
A 6 1 P	27/02
A 6 1 P	27/06
A 6 1 P	27/12
A 6 1 K	45/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

治療または予防を必要とする哺乳動物被検体の眼疾患を治療または予防するための医薬組成物であって、

化学式D-Arg-2'-6'-Dmt-Lys-Phe-NH₂またはPhe-D-Arg-Phe-Lys-NH₂で表されるペプチドを含む、医薬組成物。

【請求項2】

請求項1の医薬組成物であって、

前記眼疾患が、白内障、網膜色素変性症、緑内障、脈絡膜血管新生、網膜変性症、および酸素誘導性網膜症からなる群から選択される、医薬組成物。

【請求項3】

請求項1の医薬組成物であって、

前記ペプチドがD-Arg-2'-6'-Dmt-Lys-Phe-NH₂である、医薬組成物。

【請求項4】

請求項1の医薬組成物であって、

前記ペプチドがPhe-D-Arg-Phe-Lys-NH₂である、医薬組成物。

【請求項5】

請求項1の医薬組成物であって、

前記被検体がヒトである、医薬組成物。

【請求項6】

請求項1の医薬組成物であって、

前記医薬組成物が眼内に、イオントフォレシス、経口投与、局所投与、全身投与、静脈内投与、皮下投与、または筋肉内投与されるように製剤化される、医薬組成物。

【請求項 7】

請求項 1 の医薬組成物であって、
さらに、2番目の活性薬剤を含む、医薬組成物。

【請求項 8】

請求項 7 の医薬組成物であって、
前記2番目の活性薬剤が、酸化防止剤、金属錯体、抗炎症薬、抗生物質、および抗ヒスタミン剤からなる群から選択される、医薬組成物。

【請求項 9】

請求項 8 の医薬組成物であって、
前記酸化防止剤がビタミンA、ビタミンC、ビタミンE、リコピン、セレン、-リボ酸、コエンザイムQ、グルタチオン、またはカロテノイドである、医薬組成物。

【請求項 10】

請求項 7 の医薬組成物であって、
前記2番目の活性薬剤が、アセクリジン、アセタゾールアミド、アネコルタブ、アブラクロニジン、アトロピン、アザベンタセン、アゼラスチン、バシトラシン、ベフノロール、ベタメタゾン、ベタキソロール、ビマトプロスト、ブリモニジン、ブリンゾラミド、カルバコール、カルテオロール、セレコキシブ、クロラムフェニコール、クロルテトラサイクリン、シプロフロキサシン、クロモグリケート、クロモリン、シクロペントレート、シクロスボリン、ダピプラゾール、デメカリウム、デキサメタゾン、ジクロフェナック、ジクロルフェナミド、ジピベフリン、ドルゾラミド、エコチオフェート、エメダスチン、エピナスチン、エピネフリン、エリスロマイシン、エトキスゾラミド、オイカトロピン、フルドロコルチゾン、フルオロメトロン、フルルビプロフェン、ホミビルゼン、フラマイセチン、ガンシクロビル、ガチフロキサシン、ゲンタマイシン、ホマトロピン、ヒドロコルチゾン、イドクスウリジン、インドメタシン、イソフルロフェート、ケトロラック、ケトチフェン、ラタノプロスト、レボベタキソロール、レボブノロール、レボカバスチン、レボフロキサシン、ロドキサミド、ロテプレドノール、メドリゾン、メタゾラミド、メチプラノロール、モキシフロキサシン、ナファゾリン、ナタマイシン、ネドクロミル、ネオマイシン、ノルフロキサシン、オフロキサシン、オロパタジン、オキシメタゾリン、ペミロラスト、ペガブタニブ、フェニレフリン、フィゾスチグミン、ピロカルピン、ピンドロール、ピレノキシン、ポリミキシンB、プレドニゾロン、プロパラカイン、ラニビズマブ、リメキソロン、スコポラミン、セゾラミド、スクアラミン、スルファセタミド、スプロフェン、テトラカイン、テトラサイクリン、テトラヒドロゾリン、テトリゾリン、チモロール、トブラマイシン、トラボプロスト、トリアムシノロン、トリフルオロメタゾラミド、トリフルリジン、トリメトプリム、トロピカミド、ウノプロストン、ビダラビン、キシロメタゾリン、それらの薬学的に許容される塩、およびそれらの組み合わせからなる群から選択される、医薬組成物。

【請求項 11】

治療または予防を必要とする哺乳動物被検体の眼疾患を治療または予防するための医薬を製造するための、

化学式 D - Arg - 2' 6' - Dmt - Lys - Phe - NH₂またはPhe - D - Arg - Phe - Lys - NH₂で表されるペプチドの使用。

【請求項 12】

請求項 11 の使用であって、
前記眼疾患が、白内障、網膜色素変性症、緑内障、脈絡膜血管新生、網膜変性症、および酸素誘導性網膜症からなる群から選択される、使用。

【請求項 13】

請求項 11 の使用であって、
前記ペプチドがD - Arg - 2' 6' - Dmt - Lys - Phe - NH₂である、使用

。【請求項 14】

請求項 11 の使用であって、

前記ペプチドが Phe - D - Arg - Phe - Lys - NH₂である、使用。

【請求項 15】

請求項 11 の使用であって、

前記被検体がヒトである、使用。

【請求項 16】

請求項 11 の使用であって、

前記医薬が眼内に、イオントフォレシス、経口投与、局所投与、全身投与、静脈内投与、皮下投与、または筋肉内投与されるように製剤化される、使用。

【請求項 17】

請求項 11 の使用であって、

前記医薬が、さらに、2番目の活性薬剤を含む、使用。

【請求項 18】

請求項 17 の使用であって、

前記2番目の活性薬剤が、酸化防止剤、金属錯体、抗炎症薬、抗生素質、および抗ヒスタミン剤からなる群から選択される、使用。

【請求項 19】

請求項 18 の使用であって、

前記酸化防止剤がビタミンA、ビタミンC、ビタミンE、リコピン、セレン、-リボ酸、コエンザイムQ、グルタチオン、またはカロテノイドである、使用。

【請求項 20】

請求項 17 の使用であって、

前記2番目の活性薬剤が、アセクリジン、アセタゾールアミド、アネコルタブ、アブラクロニジン、アトロピン、アザベンタセン、アゼラスチン、バシトラシン、ベフノロール、ベタメタゾン、ベタキソロール、ビマトプロスト、ブリモニジン、ブリンゾラミド、カルバコール、カルテオロール、セレコキシブ、クロラムフェニコール、クロルテトラサイクリン、シプロフロキサシン、クロモグリケート、クロモリン、シクロペントレート、シクロスボリン、ダピプラゾール、デメカリウム、デキサメタゾン、ジクロフェナック、ジクロルフェナミド、ジピベフリン、ドルゾラミド、エコチオフェート、エメダスチン、エピナスチン、エピネフリン、エリスロマイシン、エトキスゾラミド、オイカトロピン、フルドロコルチゾン、フルオロメトロン、フルルビプロフェン、ホミビルゼン、フラマイセチン、ガンシクロビル、ガチフロキサシン、ゲンタマイシン、ホマトロピン、ヒドロコルチゾン、イドクスウリジン、インドメタシン、イソフルロフェート、ケトロラック、ケトチフェン、ラタノプロスト、レボベタキソロール、レボブノロール、レボカバスチン、レボフロキサシン、ロドキサミド、ロテプレドノール、メドリゾン、メタゾラミド、メチブラノロール、モキシフロキサシン、ナファゾリン、ナタマイシン、ネドクロミル、ネオマイシン、ノルフロキサシン、オフロキサシン、オロバタジン、オキシメタゾリン、ペミロラスト、ペガブタニブ、フェニレフリン、フィゾスチグミン、ピロカルピン、ビンドロール、ピレノキシン、ポリミキシンB、プレドニゾロン、プロパラカイン、ラニビズマブ、リメキソロン、スコポラミン、セゾラミド、スクアラミン、スルファセタミド、スプロフェン、テトラカイン、テトラサイクリン、テトラヒドロゾリン、テトリゾリン、チモロール、トブラマイシン、トラボプロスト、トリアムシノロン、トリフルオロメタゾラミド、トリフルリジン、トリメトプリム、トロピカミド、ウノプロストン、ビダラビン、キシリメタゾリン、それらの薬学的に許容される塩、およびそれらの組み合わせからなる群から選択される、使用。